

松戸市虐待防止連携推進会議

会 議 録

令和6年度 第1回 松戸市虐待防止連携推進会議 会議録

日時：令和6年8月7日（水）

午後2時00分～4時00分

会場：松戸市役所新館7階大会議室

○出席委員：16名

中村 博之	委員	神保 正宏	委員
竹内 公一	委員	川越 正平	委員
藤内 圭一	委員	平子 信毅	委員代理
赤池 武明	委員代理	恩田 忠治	委員
平川 茂光	委員	小川 早苗	委員
今成 貴聖	委員	和座 一弘	委員
星野 大和	委員	松本 篤人	委員
板花 克	委員	中坂 正夫	委員

○欠席委員：2名

須田 仁	委員	福永 彩乃	委員
------	----	-------	----

○事務局出席者

こども家庭センター	川上所長	中村補佐	石原 荒井	傍聴として福祉政策課長
地域包括ケア推進課	有山課長	小野補佐	大友 山本 小西 吉田	
障害福祉課	藤谷課長	高瀬補佐	井上 豊永	
指導監査課	弓木田課長	岩永補佐	猿橋 岡	

傍聴者 2名

議事内容 (1) 報告1 松戸市虐待防止条例制定の経緯

- (2) 報告2 令和5年度児童虐待防止に係る取組
- (3) 報告3 令和5年度高齢者虐待防止に係る取組
- (4) 報告4 令和5年度障害者虐待防止に係る取組
- (5) 報告5 令和5年度施設従事者等による虐待防止に係る取組
- (6) 報告6 令和5年度松戸市虐待防止条例に係る取組
- (7) 議題1 令和6年度松戸市虐待防止条例に係る取組(案)

◎開 会

事務局 定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。

私は、本日司会を務めます地域包括推進課の〇〇と申します、よろしくお願いいたします。

本会議は、令和2年4月1日に施行された松戸市虐待防止条例第15条、推進体制の整備の規定を踏まえ開催するものであります。3虐待の関係分野の有識者の皆様一堂に会し、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の現状を共有しつつ、これらの虐待防止に資する効果的な取組を推進するため、議論や意見交換を行う場となっております。

本会議は、昨年度に引き続きオンラインを活用しての会議となります。ネット環境の不具合等のご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎挨 拶

事務局 それでは、会議に先立ちまして、福祉長寿部長、〇〇よりご挨拶いたします。

福祉長寿部長 皆様、こんにちは。福祉長寿部長の〇〇です。

本日はお忙しい中、令和6年度第1回松戸市虐待防止連携推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。午前中、当部の別の会議でございますけれども、そこから、引き続き、ご出席いただいている方、本当にありがとうございます。皆様方におかれましては、日頃から本市の福祉行政に多大なるご支援、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本会議は、昨年度は7月の末でしたので、私は昨年8月からこちらに赴任しておりますので、各ネットワーク会議には出席させていただいたんですけれども、この会議自体には出席

するのは、私も初めてということになります。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

虐待防止に関しましては、今年度につきましては、福祉長寿部内に新しく指導監査課という課をつくりまして、今まで、特に高齢部門、障害部門ですけれども、各担当課で行っていた施設に対する中での虐待案件に対する対応というのは、そちらの中で集約するという形になっております。

また、本会議につきましても、各ネットワーク会議からの報告等々の関係を少し見直す形で、今年度から年2回という形になっております。本日の会議におきましても、児童・高齢者・障害者の各分野の取組を関係者の皆様と共有いたしまして、各分野の連携をより効果的に進めることを目的として、議論をできればなと思っております。

限られた時間ではございますが、本日も忌憚ないご意見のほういただければなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎委員自己紹介

事務局 続きます、次第3、自己紹介につきましては、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいところではございますが、時間の都合上、割愛させていただきます。

続きます、配付資料の確認をさせていただきます。

オンラインでのご出席の委員には、先日のメールにて、本日会場にご出席の委員の皆様には机上にて委員名簿、追加資料を配付させていただきました。

委員名簿につきましては、事前資料とともにお渡ししておりましたが、一部委員に変更がございましたので、差替えをお願いいたします。

では、事前に送付いたしました資料と併せてご確認をお願いいたします。

まず、会議次第、委員名簿、松戸市虐待防止条例、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱、新旧対照表、次に、資料1、松戸市虐待防止条例制定の経緯、資料2、松戸市児童虐待防止法ネットワーク令和5年度活動報告、資料3、令和5年度高齢者虐待防止に係る取組、資料4、令和5年度障害者虐待防止に係る取組、資料5、令和5年度施設従事者等による虐待防止に係る取組、資料6、令和5年度松戸市虐待防止条例に係る取組、資料7、令和6年度松戸市虐待防止条例に係る取組案、追加資料1、ご意見のまとめとなっております。

なお、会場で参加の方に関しては、クリアファイルに虐待防止条例の普及啓発物品をお入

れたものを配付しております。

以上となります。不足がございましたら、事務局にお申出ください。よろしいでしょうか。

◎要綱改定の説明

事務局 それでは、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱について、令和6年度に改定を行っておりますので、事務局より新旧対照表を基にご説明いたします。

事務局 お手元に、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱及び新旧対照表をご用意ください。こちらにつきまして、令和6年度は2点改定をさせていただきました。

まず、1点目につきましては、構成員につきまして、今までは第3条において、虐待防止ネットワーク関係者という区分がございましたが、今年度より、高齢者虐待防止ネットワークの会議体が変更になったことから、(6)の福祉関係者へ統合する運びとなりました。

なお、区分は変更となりましたが委員数に変更はございません。

2点目といたしまして、今年度より施設従事者等による虐待の担当課が指導監査課になったことから、第6条の庶務担当課に指導監査課を追加しております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

事務局 続きまして、マイクの使用方法でございます。会場にて、ご発言の際には、手元のスイッチを押していただき、赤いランプが点灯後、お話しいただきますようお願いいたします。発言後は再びスイッチを押し、ランプを消していただくようお願いいたします。

また、オンラインで参加の方につきましては、発言の際には挙手、もしくはZoomの手挙げ機能をご利用いただき、ミュートを解除の上、お話しいただきますようお願いいたします。

会場でタブレット操作が必要な場合には職員が参りますので、操作後にご発言をお願いいたします。

◎議長選任

事務局 続きまして、議長の選任に入ります。

お手元でございます松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第3条第2項の規定に従い、本会議の議長は松戸市福祉長寿部長となりますことをご報告いたします。

これからの進行につきましては、議長が議事を進めさせていただきたいと存じます。

〇〇福祉長寿部長、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これからの議事のほう、私のほうで進めさせていただきたいと思います。

それでは、令和6年度第1回松戸市虐待防止連携推進会議をこれから進めたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第3条3項の規定に基づきまして、子ども部長の〇〇委員に議長代理をお願いすることを皆様にご報告させていただきます。

まず、会議の公開についてですが、本会議は公開となっております。本日は、〇〇様ほか1名の方から本日の会議を傍聴したいとのご要望が出ております。これを許可してよろしいでしょうか。

では、傍聴者の方はお入りください。

◎報告1 松戸市虐待防止条例制定の経緯

議長 それでは、議事のほう進めさせていただきたいと思います。

まず、初めに、報告1「松戸市虐待防止条例制定の経緯」につきまして、事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、資料1、松戸市虐待防止条例制定の経緯につきまして事務局よりご説明をいたします。

まず、2ページをご覧ください。

本市において、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待の通告、通報件数等が増加傾向にある中、虐待事件の発生もあり、関係機関における3虐待が連携した取組の検討が進められておりました。

各虐待防止ネットワークにつきましては、平成31年度に、障害者虐待防止ネットワークが設置されたことに伴い、本市に3つのネットワークが整備されました。虐待防止のさらなる推進を図るための取組として、児童・高齢者・障害者の各虐待防止ネットワークを中心とした体制に加え、虐待防止法条例制定を通し、虐待に対する本市の姿勢や取組の方向性等をお示しすることと、そして3虐待の連携推進を検討する場である松戸市虐待防止連携推進会議

を設置する方向で検討を進めました。

3 ページをご覧ください。

これらの経緯を経て、松戸市虐待防止条例は令和2年4月1日に施行されました。本条例は、市、市民、関係団体及び地域社会が協力して、虐待防止に取り組んでいくため、3虐待を包括した理念条例となります。虐待のない、誰もが安心して暮らせるまちの実現を条例の目的として、緑枠の基本理念を示しております。

そして、赤枠の内容は、市を挙げて取り組むことができるよう、市、市民、関係団体、地域社会の責務、役割を示し、それぞれの立場で力を尽くすとともに、手を取り合い、取り組んでいくものを掲げたものとなります。

水色の枠の内容は、方針を共有して取り組むことができるよう、施策の方向性として、通告、相談しやすい環境づくり、通告を受けた後の安全確認を行うための措置、養護者に対する支援、人材確保、正しい知識の普及や意識高揚を図るための啓発活動の実施について規定しております。

そして、紫色の枠の中には、3虐待が連携した効果的な取組を推進するための体制整備を定めており、本日の虐待防止連携推進会議はこの規定に基づいて設置されております。

4 ページをご覧ください。

松戸市虐待防止連携推進会議は、虐待の防止等の施策に関し、児童・障害者・高齢者に対する3虐待で連携した効果的な取組を推進することを目的とし、他の施策との連携に十分配慮しながら、情報共有や意見交換を行うこととしております。

連携推進会議において、3虐待の連携した取組を推進するとともに、各虐待防止ネットワークにて個別の虐待防止の取組を深化、推進しています。条例に基づく取組を各虐待防止ネットワークにて報告し、共有を図りながら、各虐待防止ネットワークで議論されている検討事項を連携推進会議の中に上げていき、協議、共有をしております。

なお、今年度より地域での対応力を高めることや、3虐待の連携した取組をより一層推進することを目的とし、年1回であった会議を2回といたしました。このような形で、各虐待防止ネットワークと連携推進会議が相互補完的に連携できるよう引き続き取り組んでまいります。

最後に、5 ページをご覧ください。

こちらは直近5か年の各虐待の通報受理及び認定件数の推移となります。事前質問でいただいております通報者の内訳につきましては、追加資料1の別紙に記載しておりますので、

後ほど、ご確認いただきますと幸いです。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

今、ご説明ありましたとおり、追加資料1のほうで通告の状況の詳細も含めてあります。こちらにつきましては、後ほどの個別の分野、あるいは連携した分野の取組の報告の中で、ご意見、ご質問等あれば伺えればと思います。

◎報告2 令和5年度児童虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告2の「令和5年度児童虐待防止に係る取組」について事務局よりご報告お願いいたします。

事務局 「令和5年度児童虐待防止に係る取組」についてご報告いたします。

資料2、松戸市児童虐待防止ネットワーク令和5年度活動報告をご覧ください。

まず、松戸市児童虐待防止ネットワークの沿革として、松戸市では、平成18年から要保護児童対策地域評議会を発足し、その後、平成28年には本会議の名称を松戸市児童虐待防止ネットワークといたしました。

組織体制としましては、平成29年に事務局であった子ども家庭相談課に児童福祉法に定める子ども家庭総合支援拠点を設置し、有識者等によるきめ細かな支援と他機関との密な連携を目指し、体制を整備してまいりました。

さらに、令和6年4月施行の改正児童福祉法により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援等を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置が位置づけられました。

松戸市においては、こども家庭センターに求められる子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を同じ組織内に設置し、一体的な運営を既に実施していることから、先んじて、令和5年4月1日より、子ども家庭相談課であった名称をこども家庭センターへ変更いたしました。

具体的な事業といたしまして、令和5年度より、子育ての負担軽減や孤独の解消、虐待防止などを目的とし、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭などに対する支援の強化として、マイサポートスペース事業や子育て世帯訪問支援事業を実施しております。

マイサポートスペース事業は、妊婦や0歳児から2歳児の保育サービスを利用していない

ご家庭が身近な地域子育て支援拠点を登録していただくことで、イベントや子育て関係の情報が定期的に配信されることや、利用や相談をできる場所を確保することができます。令和6年3月末時点で、登録者数は2,000件強となっております。

子育て世帯訪問支援事業は、まつドリbabyヘルパーとの名称で、令和5年8月から実施しております。家事・育児に対し、不安や負担を抱える子育て家庭等に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を実施することにより、当該家庭への周囲からの孤立や虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

利用申請数としては、令和5年度には312名、令和6年5月時点としては新規に63名となっております。

ヤングケアラーの支援については、国の動向や千葉県が実施した実態調査の内容を参考にしつつ、非常にデリケートな問題であることから、相談窓口の設置やヤングケアラーコーディネーターの設置など、具体的な支援方法について調査研究を進めてまいりました。

児童虐待防止ネットワークの活動方針としては、大きく4点ございます。それぞれの活動方針に準じて、具体的な活動内容を報告させていただきます。

2ページ中段以降をご覧ください。

まずは、黒丸で示しております大項目1点目の広報啓発活動です。当センターで作成したパンフレットの配布や子ども相談カードを夏休み前に市内の小中高校生全員に配布いたしました。昨年度はパンフレットと子ども相談カードのデザインを変更し、より多くの皆様に手に取っていただきやすいように工夫して、相談先の周知を行いました。

続いて、児童虐待防止キャンペーンの実施につきましては、毎年、11月の児童虐待防止推進月間を中心に活動しております。11月1日号の広報まつどに、地域で子どもを守っていくことのメッセージや相談先を記載した記事を掲載したことや、児童虐待防止啓発ポスター、相談カード等の配布をしております。また、市役所本館に懸垂幕の掲揚や、のぼり旗の展示等を行い児童虐待防止の啓発を行いました。

また、11月1日から30日まで、庁内の公用車にオレンジリボンと189（いち早く）のマグネットを装着し、オレンジリボンカーとして走行しました。講師派遣については、それぞれの主催機関から依頼を受け、その依頼内容に沿って対応しております。

具体的に主として、児童虐待についての対応やこども家庭センターにおいて、母子保健分野と児童分野を一体的に取り組んでいること等の紹介をしております。

次に、4ページ、大項目2点目、研修活動についてご報告いたします。

まず、専門職研修会については、市川児童相談所の石井宏美様をお招きし、児童相談所の虐待対応と地域における支援をテーマにご講演いただきました。研修はZ o o mによる当日参加とYouTube配信による視聴者を合わせて217名の参加がありました。なお、YouTube動画の再生回数は278回でございました。

参加者の皆様からのご意見としては、児童相談所の虐待対応について学ぶことができました。特に、一時保護の流れを把握することができた等のご意見を多くいただきました。

児童相談所の立場や役割を知り、関係機関として協力し合える心持ちでケースワークを行いたいといったご意見があり、必要な支援を行うために実情の把握に努め、関係機関につながるようにしたいとのご意見がありました。

続きまして、子育て講演会についてです。児童家庭支援センターオリーブ様との共催で今年度は思春期をテーマに公認心理士の花澤佳子様にご講演いただき、松戸市公式YouTubeチャンネルにて、3月31日まで限定配信いたしました。YouTube配信には、380名の申込みがあり、動画再生回数は合計で590回でございました。

申込者の状況としては、男性が16名、女性が359名を占めております。主には40代の方が多く視聴していただくこととなりました。

続いて、医療機関ネットワーク専門職合同研修会について、千葉県スのヤングケアラー相談窓口において、ヤングケアラーコーディネーターも務められているN P Oダイバーシティ工房、佐藤佑紀様を講師にお招きして、ヤングケアラーとその支援をテーマにご講演いただきました。要保護児童対策地域協議会の関係者や医療機関関係者を対象に、Z o o mでの当日参加とYouTube配信により、後日の参加と合わせて100名以上の参加となりました。

参加者の皆様からいただいたご意見では、様々な問題に対して、子どもたちを見守る目を多くし時間をかけていかないと、なかなか解決できないということが分かりました。地域の一人の目として、見守りを続けようと思いましたが多くございました。

続きまして、医療機関ネットワーク研修会でございます。松戸東口たけだメンタルクリニックの竹内澄子様、たけだメンタルクリニックの武田直己医師を講師にお招きし、心の寄り添いを育てる機能不全である家族の下で暮らす子どもたちの成長の記録をテーマにご講演いただきました。Z o o mでの当日参加とYouTube配信でございまして、112名の参加がございました。

受講者の皆様からのご意見といたしましては、実際の事例を見て、環境が子どもに与える影響が大きいことを再確認しました。頼れる人がいる状況の中で育っていくことの大切さ、

家庭に対する支援の必要性を大きく感じました等のご意見をいただきました。

続いて、アドバイザー研修についてのご報告をいたします。

こども家庭センターでは、週1回、定例会議を開き、ケースの対応状況や支援方針について確認をしております。そのうち、年6回、新松戸メンタルクリニック、長谷川医師にご協力いただき、専門的立場からの助言とケースワーク的な観点からご指導いただいております。児童やその保護者が抱える精神疾患等が養育上の問題や虐待のリスク要因になることは少なくありません。こうした家庭を対象として、相談援助活動に携わる当センターの職員がケースの見立て方や問題解決に向けた手法等を児童精神科医師のアドバイスを踏まえて対応を検討しております。

一例といたしまして、複数の精神疾患を持っている保護者の行動特性に対して、どの精神疾患に起因しており、どのような配慮が必要かということを検討しておりました。保護者の行動特性に対して、その場面の状況を探ることで、新たな支援の方法や調査の必要性をご指摘いただき、再考する機会となっております。

続きまして、子どもに関わる市職員等の体罰予防の取組についてでございます。

令和5年度はコア会議2回、フォローアップ会議を1回開催いたしました。フォローアップ会議研修会は10月に開催し32名の参加がございました。鴨川市立国保病院の小橋医師より保護者が子どもに体罰をしている現場を職員が見かけたときの対応方法などをレクチャーしていただきました。

また、参加者同士で保護者への声かけ方法を話し合い、実践的なロールプレイを行うことで、体罰現場を目撃したときの対応を学ぶことができました。

大項目3、情報交換では、教育委員会や警察、学校との情報交換を行っております。教育委員会との連携では、対応に苦慮しているケースに関して、情報共有を行っており、一例として、多数あるケースの中で長期休暇前に情報共有すべき適切なケースを選定することで、限られた情報交換の機会を有効に活用しております。

また、松戸市児童生徒課が主催している会議に参加し、各学校から児童の非行を含む問題行動について共有を行っております。

大項目4、関係機関との連携強化につきましては、松戸市児童虐待防止ネットワーク会議をはじめ、実務者会議や個別支援会議等、資料の記載のとおり活動の報告となります。会議開催を通して、それぞれの関係機関の見立てや目的を確認し、支援の方向性をすり合わせる必要があると認識しております。そのため、日頃から、顔が見える関係や、関係機関

の事業目的を理解するよう努めております。

最後に7ページになりますが、令和5年度の新規相談受付件数となります。令和5年度は総件数1,387件受理しており、内訳といたしましては、心理的虐待が561件となっており、全体の40%を占めております。続いて、身体的虐待の442件の33%、ネグレクトの367件の26%となっており、過去5年間、おおむね同様の傾向となっております。

以上、資料2、令和5年度児童虐待防止に係る取組についてのご報告となります。

以上でございます。

議長 ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、私のほうから、ちょっとお伺いできればと思うんですけども、児童虐待防止ネットワークの会長をしていただいております〇〇委員、こちらの近年の児童虐待の分野につきまして、虐待事例の傾向ですとか、ほかの分野への連携支援といったことについて、何かご意見頂戴できればと思うんですが、いかがでしょうか。

委員 どうもありがとうございます。

まず、虐待に関して、基本的なところですけども、虐待死というのが一番悲惨な例なわけですけども、虐待死が全国で大体年間で80例近く、そのぐらい発生しているんですけども、そのほとんどがゼロ歳児なんですね。そのゼロ歳児に対する虐待をするのが母親がやはり大多数という統計が出ております。

ということは、何が言いたいかといいますと、やはりそういったリスクがある母親からこういった虐待死が生まれてくる可能性があるということで、そういったのをある意味では特定妊婦ということで、早期に結婚した例だとか、あるいは精神疾患を持っている例だとか、DVがあるという例だとか、様々なそういった特定妊婦として提起される例があるわけです。

そういった人たちに対して、しっかりとした形でのフォローアップが必要ということになるわけですが、そういったところで、松戸市の場合はもともと乳幼児のいる世帯を訪問していただきながら、先ほどちょっと説明がありましたけれども、様々な事業なんかを展開しながらやっつけているということで、非常に心強いというふうに思っております。

そういった中で、やはりできるだけ多職種の方たちとの連携というのがまた重要でして、特に、妊産婦の場合は、婦人科の先生が非常にポイントなんですね。松戸市立総合医療センターは周産期医療ではこの地域の中核のセンターですから、そういったときに多分リスクなそういったお子さんたち、母親たちを診ているわけですし、そういった先生たちを精神科

医と一緒に協力しながら診ていく、そういった症例検討の場も総合医療センターの中では今現在発足しているというお話を聞いております。

そういった意味でも非常にいいと思いますけれども、ただ、一方、もう一つ考えないといけないのは、そういった連携プレイの中で、産婦人科の部分にフォーカスを当てて、非常にリスクなそういった妊産婦たちを見ていくということはすごく重要ですが、同時に、それ以降、今度は小児科のレベルで年代が進んでいくに従って、今度は不登校だとか、いわゆる虐待ではないけれども、やはり不登校というのは非常に重要なポイントになってくると思うんです。そのようなときにも、やはり多職種の連携が非常に重要でして、今、5歳健診というのが、ちょっと今考えられているようではありますが、そのためには保育士とそして医療関係者、特に医療関係者の中でも今度は小児科医と精神科医がやっぱり連携を取っていく必要があるだろうというふうに思っております。

これはまだまだ今のところ、なかなか進んでいない状況でして、その点については、〇〇会長含めて、医師会のほうでも十分な認識していると思っておりますので、その点について、この辺もしっかりとしたところをどういうふうにシステムをつくっていくかというところがまた重要なポイントになってくるのではないかとこのように思っております。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまいただいたような意見につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。事務局のほう何かございますか。

事務局

今、〇〇先生がおっしゃったように、やはりどのようにシステムをつくっていくか非常に重要だと考えております。

そもそもこども家庭センターの体制としましては、国が求めている児童虐待の部分と、あとは、子育て世代包括支援センターというふうな2つの機能を兼ね備えて、こども家庭センターという形になっているのですが、松戸市の場合は、そこに母子保健が一体的になっています。ですから、妊婦の段階から、既に自力で発見をして支援をしていく体制が、既に整っているところです。

そこに加えて、要対協の関係機関の皆様のご協力をいただいております、いろんな意味で広く発見をする視点と、あとは見つけた場合の早期の対応の体制は整っているかなと思います。

また、健診や、生まれてから実施する乳幼児全戸訪問の対応も当然行っているのですが、〇〇先生がおっしゃったように、今後、5歳健診が始まるというところで、そこについては今非常にどのようにやっていくのかというのは悩んでいるところなので、関係機関の方々、医師会はじめ、様々なところにご協力をいただきながら、進めていければと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そのほか、ここの分野に関連しまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

〇〇委員、よろしく申し上げます。

委員 今、〇〇先生とこども家庭センターからのお話、心強く伺いました。〇〇先生がご指摘くださったように、医師会としても、非常に重要な分野だというふうに受け止めているつもりではあります。

実際、知っているところで言いますと、松戸市立総合医療センターにおいて、母子周産期メンタルヘルスカンファレンスということが開催されているというふうに聞いております。精神科医の先生がご参加くださっているということなので、周産期の分野の皆さんとそういうカンファができていくというのが、まず1点いいことだと思います。

ただ、問題というか、そのような方が増える方向だとは思いますが、その時期だけで終わりではなく、おっしゃったようにずっとつながっていくことかなという、実際、不登校が増えているということも含めまして、ずっと連なっていることなのかもしれないというふうに心配もいたしますので、ごく一部の精神科の先生に、今、ご尽力をいただいている段階ですけれども、できましたら、もっと多くの精神科医、そして小児科医、そこに産科の先生、そして行政、そういうところがしっかりとかみ合って、何か課題を共有したり、また課題を見つけるにしても、どんなことが着眼点なのかということも経験値を上げていかないと、見逃すということもあるかもしれませんので、そういう知見を共有するような場を設けられるべきなんだろうなと認識はしております。

ただ、医師会にもそのような何か会議をするような委員会というものが、現時点で設けられているわけではないので、そこはちょっとまだ力不足だという自己認識もしております。ですので、ぜひ行政の市の皆さんと医師会はもちろんできる限り精神科医、小児科の先生方にはお声がけしたいと思っておりますので、何かしらそのような継続的にウオッチできる、経験を蓄積できる、各所につなげることができるというような機能を育てていけたらいいなというふうに思っております。

議長 ○○委員、ありがとうございました。

そのほか、この部分に関してご意見、ご質問ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

◎報告3 令和5年度高齢者虐待防止に係る取組

議長 であれば、ちょっと本日、報告事項も多いですので、続きまして、報告3の「令和5年度高齢者虐待防止に係る取組」につきまして事務局よりご説明のほうよろしくお願いたします。

事務局 「令和5年度の高齢者虐待防止に関する取組」について、お手元の資料3に沿ってご報告いたします。

2ページから4ページまでは、令和5年度の事業計画をお示ししております。2ページ目をご覧ください。

まず、予防や早期発見の取組として、ポスターやパンフレットの作成や配布、ホームページや公式X、フェイスブック等のSNSでの発信を通し、高齢者虐待及びその防止に係る取組について理解を深めていただくよう普及啓発を行いました。

続きまして、スライドの3ページ、次のページをご覧ください。

早期発見、再発予防を目指した取組については、まず、①の専門職向けの研修会として、より幅広いサービス種別の専門職の方に受講していただけるよう、居宅サービス支援事業所職員及び介護支援専門員等を対象としたものと、入居、入所系サービス支援事業所職員及び介護施設従事者を対象としたものの計2回に分けて、オンラインで開催しました。

アンケート結果より、加害者の視点を取り入れたアセスメントが不可欠であると感じたなどのご意見をいただいております。

今年度もより幅広いサービス種別や施設に従事する方々にご参加いただき、虐待について、さらに理解を深めていただけるよう、身体拘束の廃止及び適正化をテーマとした研修の実施を予定しております。

④の高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議については、配付した資料に誤りがありましたので、この場をお借りして口頭で訂正させていただきます。1年間の検討事例の数なんですけれども、3圏域で12事例としておりましたが、正しくは18事例となります。申し訳ございませんでした。

担当者会議には、委員として保健医療関係者、警察関係者、福祉関係者、地域包括支援セ

ンター職員、行政関係課職員が出席しており、検討された課題としては、介護者への理解が低い場合、精神疾患が疑われるケース、経済的な課題を抱えているケースへのアプローチ方法に苦慮しているという内容が多く挙げられておりました。

⑤の高齢者虐待防止マニュアルについては、家庭用、養介護施設従事者用、専門職向けの3種類を作成しており、昨年度は改定に向け、ネットワーク担当者会議でも委員の皆様よりご意見をいただきました。

リスペクトの視点を重視することや現場で活用する支援者の意見を取り入れることなどのご意見を頂戴しました。皆様からのご意見を基に今年度も引き続き、改定に向けて検討していく予定でございます。

続きまして、スライド4ページをご覧ください。

令和4年度より、セルフネグレクトの事例において、件数や要因などの把握を進めております。初年度、新規ケースのうち、セルフネグレクト状態にある世帯の確認を幅広く進めた結果、無意図的な事情により支援につながっておらず、支援者の介入により、状況が改善されるケースが少なからずあることが確認されました。

これを受けて、令和5年度より、一般的な支援では状況改善の難しいケースを抽出、蓄積することを目的として、セルフネグレクト状態に対する支援を開始して、3か月が経過しても状況の改善が見られないケースを対象とする形へ見直しを行いました。令和4年度以降に把握された事例としては、病気を放置し、医療機関の受診をしていない、身体の汚れや悪臭がある、室内に腐った食品やごみが放置され、悪臭があるなどの状態が多く見られております。

医療機関及び介護サービス事業所と連携しているケースがそれぞれ4割を超えることから、セルフネグレクト状態の改善を目指す支援の入り口として、それらの機関につなぐ重要性や連携が図られている実情が確認されました。

続きまして、スライドの5ページ目をご覧ください。

養護者による高齢者虐待の通報受理状況について令和元年度からの推移をお示ししております。まず、令和5年度の通報相談件数は、246件であり、そのうち101件が虐待ありと判断され前年度と比較して減少しております。なお、認定率は、41.1%で、国の調査結果と大きな相違はありませんでした。

虐待の種類について、右のグラフをご覧ください。一つの世帯で複数の種別が計上されている場合を含め、身体的虐待が58.4%と最も多く、心理的虐待が26.7%、続いて介護放棄等、

経済的虐待となりました。こちらについても、国調査結果とほぼ同様の傾向となっております。

なお、国のデータについては、令和4年度の調査が最新となりますので、誤差があることをご理解ください。

今後も、本市における傾向を把握しながら、普及啓発等の取組に反映させてまいりたいと思います。

最後、スライド6ページ目をご覧ください。

令和6年度から運用されております高齢者虐待防止ネットワークの体系図です。今年度より、地域での対応力を強化することや、3つの分野の虐待の連携した取組をさらに充実することなどを目的に、会議体の役割を整理して、こちらに記載されている会議体全てが高齢者虐待防止ネットワーク機能の一翼を担うことといたしました。

具体的には、高齢者虐待防止ネットワーク全体会と担当者会議はこの図にありますそれぞれの会議体に機能を移管しまして、今まで虐待事例を扱っていなかった地域ケア会議においても、地域課題が関わる事例を検討することとなりました。

また、個別事例検討会の中で検討した事例のうち、圏域内では解決が難しいものについては、15の地域包括支援センターが集まるセンター長会議を活用し、対応方法を検討していくこととなっております。

あわせて、高齢者虐待防止ネットワークの事業計画についてご意見を頂戴することも考えておρισまして、その上で、計画策定を進めていく予定となっております。

そして、その翌年度の事業計画と前年度の事業の実施状況等を虐待防止連携推進会議に報告という形に変更しておりますので、ご報告いたします。

以上、令和5年度の高齢者虐待防止に関する取組についてのご説明とさせていただきます。

議長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

であれば、またちょっと私のほうからご質問させていただければと思います。

今、最後にネットワークの体系図のところでも事務局からご説明ありましたけれども、今年度から、まだ始まったばかりではございますけれども、地域ケア会議のほうで虐待事例を取り扱っていくという形に少し体制の変わりがございました。

まだ、これからというところではございますけれども、地域ケア会議代表という形ではございますけれども、〇〇委員にお伺いできればと思うのですが。今後、地域課題として、こ

ういった虐待事例、どのように扱っていければよいかみたいなことで、お考え等ございましたら、お伺いできればと思います。

委員 ありがとうございます。

発言させていただきます。地域課題をどのように抽出するか。その鍵は、どのような形で事例をきちんと検討して、そこから抽出するか、その場を設けることだと思います。そういった場があれば、自然と地域課題は抽出されていくものではないかなと思います。

重要なのは、この高齢者虐待防止ネットワークを主に構成していた全体会議と担当者会議をどのように移行していくのか、特に個別例を検討していた担当者会議をどのように地域ケア会議の枠組み、文脈で受け止めていくのか、受け止められない部分をどのように考えていくか、構えていくかという視点が大事だというふうに思います。

この担当者会議については、質問ナンバーの11で質問でさせていただきましたけれども、昨年度は6回、18例を扱いまして、そこでは医師や警察、訪問看護、民生委員、多職種で事例を検討されたというふうにお答えいただきました。

この担当者会議が果たしていた役割は、主に2つあるというふうに思います。一つは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングという、支援に関わる方たちの力量向上という機能と、もう一つは現在進行形で支援困難な事例に対して多職種が発言する、その2つがあったのかなというふうに思います。

前者のオン・ザ・ジョブ・トレーニング的などころに関しては、もともと地域ケア個別会議、スライド6にも書いてありましたけれども、専門職への職務を通じたトレーニングということで役割として書いてありますので、地域ケア個別会議が担うことができると思います。

しかし、この現在進行形で、今、困っている、今、助言が欲しい、そのような事例にどのように対応するか、遅滞なく対応するかに関しては、この地域ケア個別会議のみでは不十分かなと思います。そこを手当する必要があるかと思います。

その一つの選択肢としては、今日の資料7で出てきますけれども、重層的支援会議というものを検討すべきではないかなというふうに思います。実際に、重層的支援会議の場で検討するということです。そして、そのもし重層的支援会議のところ、検討できるのであれば、このネットワーク担当者会議がそうであったように、医師や弁護士という多職種が重層的支援会議にも参加できる、そのような設定にするべきだと思いますし、そして、その支援会議の発議に関しては、行政だとか、医師だけではなくて、支援に関わる方、その方誰もがこれ

は心配だ、これは悩んでいる、これは滞っている、そういうふうを感じたらば、誰でもその重層的支援会議が発議できる。そのような枠組みを最初からつくっておくことが必要なのではないかなというふうに思います。

以上、地域課題を抽出するための器について発言させていただきました。

以上です。

議長 ○○委員、ありがとうございました。

今、最後に特にございました重層の支援会議のところについては、後ほど、また、事務局から説明もあるかと思しますので、そのところでまた事務局からの回答等も含めて、また、議論のほうできればと思います。

そのほか、この高齢者虐待防止の分野の関係につきまして、ご意見、ご質問のほうございますでしょうか。よろしいですかね。

分かりました。ありがとうございます。であれば、またちょっとまた後で共通の分野のところもありますので、何かあれば、後日検討いただければと思います。

◎報告4 令和5年度障害者虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告4の「令和5年度障害者虐待防止に係る取組」につきまして事務局よりご報告のほうよろしくお願いいたします。

事務局 資料4をお手元にご用意ください。

報告4「令和5年度障害者虐待防止に係る取組」についてご報告いたします。

(1) 障害者虐待防止、障害者差別解消事業実績についてですが、まず、事業の目的を申し上げます。障害者虐待防止事業は、障害者の虐待防止、養護者に対する支援や権利擁護に関する課題等について、情報提供や関係機関との連携を図るとともに、課題解決に向けて専門的に検討し、障害者等への支援体制の整備を図ることが目的です。

障害者差別解消事業については、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことが目的となっております。

それでは、事業実績をご報告いたします。

まず、啓発活動として、事業に関する内容について、松戸市ホームページへの掲載、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法のパンフレットやポスターを随時配布いたしました。ま

た、令和5年度から虐待防止や差別解消法等について、障害者の権利擁護についてのメニューをパートナー講座に新設し、令和5年度は5件の実績がございました。

次に、虐待防止、差別解消従事者向け研修会です。令和5年11月29日に会場とオンラインの併用形式で開催し、令和3年度の報酬改定より設置が義務となった虐待防止委員会に焦点を当て、委員会の役割等への理解を深め、事業所間で活動状況や課題を共有することで、今後の活動に生かしていただくことを目的に、障害者虐待防止委員会の運営についてを中心にグループワークを実施いたしました。市内に所在する障害福祉サービス事業所の職員、43事業所、76名にご参加をいただきました。

次に、差別解消市職員向け研修会です。令和5年11月7日に開催し、令和5年度の新規採用職員に加え、各課より職員1名の参加を募りまして、計223名の参加がございました。

次に、虐待防止、差別解消市民向け講演会です。令和6年3月26日に会場とオンラインの併用形式で開催し、講師より、障害者差別解消法についての解説、また、障害当事者からも日々の生活上での不安等についてご発表いただき、障害への理解を深めることができる講演会となりました。当日は、会場参加、Z o o m参加者含め計48名の参加がございました。

続いて、障害者虐待、障害者差別の相談ですが、令和5年度は養護者虐待61件、施設従事者虐待29件、使用者虐待3件、障害者差別2件の相談を受理し、対応いたしました。

次に、権利擁護マニュアルになります。障害福祉課では児童編、入所編、訪問編、就労編、障害者差別の5種類をマニュアルとして作成しております。こちらは、事業者などへの訪問の際に随時配布をさせていただいております。障害者虐待防止研修としては記載のとおりでございます。

(2) 障害者虐待防止、障害者差別解消に係る会議等開催状況についてですが、令和5年度は(ア)全体会につきましては年2回、(イ)担当者会議につきましては、年6回開催しております。また、事前質問にて、委員よりネットワーク担当者会議において事例検証から抽出された課題の例を教えてくださいとご質問いただいております。課題としましては、初動から終結までの対応経過が長い事例があることや養護者の聞き取りや面談が実施できず、虐待の有無がつけられないために判断至らずとなるケースが多いことなどが挙がっております。

4ページをご覧ください。

令和5年度の通報受理状況についてご報告いたします。まず、養護者虐待通報受理状況についてです。1、虐待の相談、通報受理件数は61件、前年度は62件でしたので横ばいとなっ

ております。2、事実確認の結果、虐待を受けたと判断した件数は14件、23%、3、虐待の種別、累計件数は身体的虐待が9件と最も多く、次いで心理的虐待となっております。

次に、使用者虐待通報受理状況についてです。1、虐待の相談、通報受理件数は3件、昨年度と比べて減少しております。2、事実確認の結果、虐待を受けたと判断した件数はゼロ件でした。

5ページをご覧ください。

令和5年度障害者虐待防止事業、障害者差別解消事業の評価についてご報告いたします。時間の関係上、かいつまんでご説明をさせていただきます。

1、予防・早期発見につきましては、虐待の予防・早期発見のできる環境を整えることを目的に、市民が通報しやすくなるための情報発信について取り組んでまいりました。表の上の評価と記載の欄をご覧ください。まず、障害福祉課や虐待防止・差別相談センター、基幹相談支援センターの窓口にパンフレットを設置しております。使用者虐待通報数、差別解消に関する相談件数は減少しておりますが、どちらも潜在的な相談ニーズがあると思われることから、さらなる啓発活動を行う必要があると考えております。

次に、障害福祉課職員が、市内の障害福祉事業所を訪問する際に、当該事業所の種別に応じて、権利擁護マニュアルを随時配布し、法の周知や啓発活動を行っております。

今後は、各事業所での活用状況や活用のしやすい点、しにくい点などをアンケート形式により確認しつつ権利擁護マニュアルの改定に生かしていきたいと考えております。

6ページをご覧ください。

2、対応につきましては、基幹相談支援センターと連携し、虐待や差別の対応を迅速に行い、早期に終結できるよう取り組んでまいりました。虐待通報時は、速やかに警察や関係機関に情報収集、また、初動会議を実施できております。しかし、養護者と面談できないケースが増加しており、そのような場合、どのように対応していくか検討する必要性がございます。

次に、令和5年6月より、障害者虐待に係る相談、通報、届出の受付など、虐待対応で活用する書式を改定いたしました。これにより、対応経過や解決に係る課題を明確に把握しやすくなりました。

7ページをご覧ください。

3、資質向上につきましては、障害福祉課の虐待対応職員や基幹相談支援センター職員の対応力底上げのために、コアメンバー会議や虐待防止ネットワーク、担当者会議にて、虐待

や差別ケースの共有、対応の検討や評価、支援実施の振り返りを行い、支援につなげました。

なお、障害福祉課では課に所属する福祉職である相談援助業務を担うケースワーカーが虐待対応も行っています。コアメンバー会議の前に、ケースワーカーによる事前会議を実施し、それぞれが支援経過や課題を抽出し、コアメンバー会議に諮る内容を確認しております。このことにより、ケースワーカー個人だけでは気がつかない視点を学び、支援に生かしております。

8 ページをご覧ください。

4、再発防止につきましては、令和5年12月にホームページを改定し、過去の研修動画をいつでも視聴できるようにいたしました。今後も従事者向け研修については、より多くの事業者の方が受講できるよう工夫してまいります。

なお、現在、ホームページで視聴できる市民向け講演会と従事者研修会における動画再生数は、6月中旬時点で、市民向け講演会は動画3本、計1,294再生、従事者向け研修会は動画3本、計2万84再生となっております。

9 ページをご覧ください。

5、差別解消についての取組につきましては、本日は説明を割愛させていただきます。

6、要因分析につきましては、虐待の要因分析を今後実施するために、要因分析に係る項目出し、分析方法について検討を行い、障害者虐待防止ネットワーク担当者会議にも諮り、委員の皆様よりご意見いただきまして、クロス集計に基づく要因分析を開始するめどが立ちました。以後、要因分析を進めてまいります。

以上で、報告4「令和5年度障害者虐待防止に係る取組」についてのご報告とさせていただきます。

議長 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

また、すみません、最初にちょっと私のほうから質問させていただければと思います。この障害者虐待の分野に関しまして、ネットワーク会長は欠員という状況になっておりますけれども、〇〇委員、会議のほうに出させていただいておりまして、また、実際にこの障害者を含めて多分野の支援のほう行っているかと思っております。そういった中で、こういった支援者間の連携等々でご意識、認識されているようなことがあれば、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

委員

私のほうも、障害者虐待防止ネットワークの委員を務めさせていただいておりました、最近、件数としましては、認定件数、増減数も先ほど事務局のほうからのご報告で横ばいということですが、通報内容ですとかに関して、あるいは通報後の対応の状況に関しましては、近年、親子関係ですとか、あるいはパートナーというんですかね、恋人だったり、同棲者だったりというんですかね、あるいは夫婦関係というんですかね、いわゆる相談、通報が増えている状況がございます。

いわゆる親子げんか、夫婦げんかだったりの延長上に虐待案件が疑われる行為というんですかね、存在している状況のケースが増えているんですけれども、非常に、もちろん事務局、障害福祉課はじめ、あるいは基幹相談支援センター、あるいは専門家交えて、支援チームで対応してきているんですけれども、なかなか認定に至るまでのプロセスにいろいろ困難が生じて、なかなか介入が難しかったり、そもそもなかなかコンタクトが非常に取りづらかったりというような課題がある中で、それでも、判定自体もなかなかいわゆる障害者虐待防止の取組のちょっと特徴ともいえるんでしょうけれども、判定がしづらい、あるいは判定がなかなかはっきり白黒つけられないみたいなどのケースが増えております。

ただ、そういう中で、虐待の特定がしづらいケースが増えてきている中で、その要因を事務局、障害福祉課が中心になって虐待の要因、今後の防止に取り組むための材料として、去年から取り組み始めているんですけれども、その要因分析のところ、今、ちょっと出てきているエピソードとしましては、ご家族だったり、障害当事者ではなく、一緒に暮らしているご家族、あるいは一緒に暮らしているパートナーだったり、その当事者に対する障害の理解の不足というんですかね、まず一つポイントとしてあるだろうと。

逆に障害の理解、あるいは精神疾患だったりへの理解がもう少しあれば、何かしら配慮でしたりがなされたりというところで、そういう虐待行為に近いような状況も含めて、至らなかったのではないかというような、まだしっかり要因分析はまだ本当にこれから経年を、年数を重ねていく中ではっきりしていくんですけれども、今のところ、そういう要素が考えられている中で、やはり今後、市民向け研修、あるいは従事者向け研修等々、市役所の職員への研修等も含めて、障害の理解、もちろん障害者差別解消のほうも含めて、障害の理解のところを深めていけるような内容のものを取り組んでいきたいと思います、あるいは、場合によっては当事者、障害当事者のお話なんかも含めて、何か取り組めるような周知啓発活動を行っていきたいと思いますというような状況でございます。

以上です。

議長 ありがとうございました。

今の点も含めまして、何か追加でまだご質問、ご意見のほうございますでしょうか。

差別解消の部分につきまして、事務局から説明のほうは省略という形でございましたけれども、こういった権利擁護等の関係で、例えば、〇〇委員、何かご意見、ご質問等々あったりしますでしょうか。大丈夫ですか。分かりました。ありがとうございます。

それでは、特にこれ以上ないようで、また先に進めさせていただければと思います。

◎報告5 令和5年度施設従事者等による虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告5「令和5年度施設従事者等による虐待防止に係る取組」につきまして、事務局よりご報告よろしくお願いいいたします。

事務局 それでは、報告5、資料5「令和5年度施設従事者等による虐待防止に係る取組」についてご報告いたします。

1 ページ、令和5年度高齢者虐待防止ネットワーク事業実施計画実施状況をご覧ください。

項目1、早期対応、再発防止の取組について、令和3年度介護報酬改定に伴い、令和6年4月より、各施設等にて、虐待防止措置の取組が義務づけられました。その取組を推進することを狙いとして、1つ目に虐待防止のための指針作成の手引を作成し、周知することで活用を推奨しました。

2つ目に、令和5年度高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議にて、特別養護老人ホーム連絡協議会、訪問介護事業所連絡会より、指針の整備状況等を報告していただき、事業所間での進捗の共有を図りました。

次に、項目2、早期対応、再発防止の取組について、養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応を強化することを狙いとして、通報受理時の対応について見直しを行いました。通報対象となる事業所を正確に把握するため、虐待発生の時間帯やサービス提供体制を聞き取る体制を構築し、対応の強化を図りました。

続きまして、令和5年度障害者虐待防止ネットワーク事業実施計画実施状況をご覧ください。

項目1、虐待の予防、早期発見のできる環境を整える取組について、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止法の理解を促すことを狙いとして、当該事業所訪問時に、当該事業所の種別ごとに権利擁護マニュアル訪問編、児童編、入所編、就労編を随時配布することで、

法の周知、啓発活動を行いました。

次に、項目2、虐待防止再発防止の取組について、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止法の理解を促すこと、また、障害者福祉施設従事者等向けに研修会をより多くの施設従事者の方々に活用してもらうことを狙いとして、権利擁護マニュアルの配布に加え、過去の研修動画をオンデマンドで配信できるように、ホームページの更新を行いました。

それでは、資料2ページ、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報受理状況等についてをご覧ください。

通報件数及び認定件数についてです。令和5年度の通報件数は32件、認定件数は16件となっており、経年的には増加傾向となっております。虐待ありの人数と虐待の種類についてですが、令和5年度は、複数名に対する身体拘束を確認したため、虐待ありの人数が増加した結果となっております。

身体拘束の発生要因として、事業所の課題では職員研修の機会や体制が不十分、また、職員個人の課題では、知識、意識の不足が上げられ、身体拘束適正化のために、身体拘束の正しい知識を学ぶ機会の提供が必要と考えております。

最後に、資料3ページ、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報受理状況等についてをご覧ください。

通報件数及び認定件数についてですが、令和5年度の通報件数は29件、認定件数は6件となっており、こちらも高齢者虐待と同様に増加傾向となっております。虐待ありの人数と虐待の種類についてですが、心理的虐待の認定数が増加しております。

なお、事前質問でいただいております早期発見に役立った通報の好事例についてもこの場でご説明をさせていただきます。

施設従事者等による虐待では、従事者等からの通報もあり、過去には虐待が発生した直後に通報をいただくという事案もございました。また、事業所責任者から、「虐待と思われる行為が発生したため、報告したい」と利用者の安全を確保した後に届出をいただくこともございます。そのほかにも施設等での対応について、「これは虐待に当たらないか」と相談を受ける中で通報に至った事案もございます。これは施設従事者等の皆様の虐待防止の意識が高まっていることから、早期の通報、届出につながっているものと考えております。

令和5年度施設従事者等による虐待防止に係る取組の報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

施設に関しましては、もともと障害のほうになっているところに加えて、今年度から、高

齢の分野も虐待防止措置のほうが義務化されたというところがございます。これを踏まえて、実際にこういった施設等虐待の通報があった事業所についての取組状況とかもし分かれば、事務局お願いできますでしょうか。

事務局 事務局よりお答えいたします。虐待防止措置につきましては、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から、虐待防止検討委員会の実施及び内容の周知徹底、指針の作成、研修の実施、そしてこれらの措置を実施するための担当者の選任等を講じることとされております。

虐待の通報に基づく現地調査の際には、これら虐待防止措置の実施状況についても併せて確認をしているところがございます。一部の事業所におきましては、虐待防止措置の取組は実施されているものの、委員会と研修会を混同する従事者がいるなど、虐待防止委員会の内容について、周知徹底が不十分な事例も見受けられたことから、都度、取組について助言などを行っているところがございます。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。

今年度からというところもありますので、引き続き、取組のほう進めていただければと思います。

そのほか、この部分につきまして、委員の方々からご質問、ご意見のほうはございますでしょうか。特段、大丈夫ですかね。

であれば、また、先のほうに進めさせていただければと思います。

◎報告6 令和5年度松戸市虐待防止条例に係る取組

議長 続きまして、報告6「令和5年度松戸市虐待防止条例に係る取組」につきまして事務局よりご報告よろしくお願いたします。

事務局 お手元に資料6「令和5年度松戸市虐待防止条例に係る取組」と書かれた資料をご準備ください。

まず、スライド2ページをご覧ください。

こちらは、昨年度の連携推進会議で委員の皆様からいただいた意見と、それに対する取組状況、周知啓発、予防的取組、早期発見、対応力向上、連携強化の5つの分類で記載しております。

右側の取組状況につきましては、下線を引いております項目はこの後のスライドで詳しくご説明をするものとなっております。ご意見を抜粋いたしますと、通報義務の周知、多分野の連携が求められる課題への早期介入の必要性、支援者が世帯全体を把握し、異変に気づくことができるよう視野を広げられる取組が必要、支援関係者の能力の底上げ、3分野の虐待防止ネットワークをつなぐ取組があるといいなどというご意見を頂戴しております。

これらのご意見をいただき、取り組んだものとしたしまして、スライド4ページ以降に記載しておりますので、順次ご説明いたします。

まず、令和4年度から各分野の虐待対応の違いや課題を明らかにし、より円滑な連携方法と効果的な支援を検討することなどを目的とし、児童、障害、高齢で連携を図った虐待事例の把握につきまして、令和5年度もスライド5ページの項目を基に確認を行いました。

スライド6ページが結果報告となります。毎年受理する虐待件数に傾向があり、増加が一途をたどるとは限らないと考えておりますが、令和4年度から5年度に関しましては、全体数は増加しております。これは虐待対応する各担当者が連携を意識するようになったことも理由の一つとして挙げられます。

また、資料下段には、課題や取組の工夫を記載しております。課題といたしましては、親、子、孫の3世代で同居しており、子が親と孫に対して虐待行為を行っているとの通報があったことから介入したケースにおきまして、複数の支援者が養護者に対してアプローチすることとなりますが、養護者に負担感を与えず、スムーズに支援につなぐことが挙がっております。

工夫した点につきましては、多分野の制度やサービスを活用するため、会議の参加は実際の支援者のみならず、多分野の制度担当部署にも出席いただき、助言を求めたことにより、その後の手続が円滑に進むなど、実際効果を感じている場面もございました。

次に、スライド7ページは、普及啓発物品の紹介となります。会場でご参加いただいております委員の皆様にはお配りしておりますが、昨年度はクリアファイルと付箋を作成いたしました。クリアファイルは令和5年度以前も作成しておりましたが、今回は通報相談窓口アクセスしやすいように、市公式ホームページの相談先一覧を掲載しているページにつながるQRコードを記載しております。

次の8ページに移ります。

松戸市公式ホームページのトップページに設置されているAIチャットボットの内容を修正し、通報相談窓口アクセスしやすい仕組みといたしました。具体的には、今まで虐待と

いうキーワードを入れても児童分野しか出てこなかったものを、3虐待全ての相談窓口が出るよう修正いたしました。また、電話番号を押すとそのまま発信画面に移るため、連絡がしやすくなりました。

次に、9ページです。

こちらは昨年10月に開催した、市民向け講演会の開催結果となります。鴨川市立国保病院の小橋先生と、千葉心理教育研究所の光元先生に講師をお願いし、それぞれの先生に松戸市虐待防止条例について、子ども虐待世代間連鎖のメカニズムと支援についてご講演いただきました。

次の10ページは、今講演会のアンケート結果となります。

アンケート回答者のほとんどの方が内容を理解できたと回答しており、虐待の連鎖について勉強になった。虐待をなくすことは難しいが、地道な活動があって防止につながると思うなどのご意見やご感想をいただきました。

次の11ページに関しましては、虐待対応機関合同勉強会の開催結果となります。昨年12月に小金基幹相談支援センターおんぷの桑田様を講師として、障害者の理解と支援についてお話をいただいた後、事例検討を行っております。

なお、昨年度から対応力の強化を目的とし、参加機関を増やし、昨年度につきましては、計34名が参加いたしました。

アンケート結果からは、顔の見える関係づくりは大切であることや、各機関のケース介入における初動体制やルール、機能について、相互理解を深めたいとの感想をいただきました。最後に12ページとなります。

こちらは、市職員向け研修の報告となります。令和4年度に全庁的に研修を実施したことから、令和5年度は新規採用職員76名を対象とし、認知症サポーター養成講座にひもづける形で研修会を開催いたしました。

資料6の説明は以上となります。

議長 説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、また、ご質問、ご意見ございますでしょうか。大丈夫ですかね。

であれば、すみません、またちょっと私のほうから少しお伺いできればと思います。資料1に関する別紙のところ、追加の別紙のところ実際に高齢者、障害者、児童に関する部分の通報、通告の詳細のほうがつけていただいたかと思います。

児童のほうは多いところは児相からという形になりますけれども、高齢者、障害者の分野につきましては、やはり警察の方からの通報という形が最もケースとして、割合として多いかなというふうに見えているかなと思います。

本日、警察の方が2名いただいていますけれども、特にこういった虐待の関係のところ、通報のほういただく際に、何か、抱えている最近の傾向ですとか、何かちょっと入り方の工夫、何かそういった点で何かございましたら、ご意見いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員

実際の現場における虐待の認知としましては、当然、先ほども出ましたとおり、家族げんかの延長で虐待が行われると、そういうケースが非常に多くなっております。つきましては、家族げんかなので、当然、高齢者もいれば、障害者もいれば、児童もいると、そういう特に障害者を抱えたご家庭というのは、そうしたけんかを自分たちで解決する力が非常に低い方々で見受けられることが多々あります。

なので、今回、この3虐待を統括する会議でありますから、そうした生の現場においては、虐待それぞれ別々に起こっているわけではなくて、一つの家庭でそれぞれの虐待が絡み合いながら、虐待が行われておりますし、対策としても当然我々も何とかそのご家庭の問題を取り除くべく、市と連携していかなければならないなというところは痛切に現場を踏む中で感じているところでございます。

私からは以上です。

議長 ありがとうございます。

昨日の会議でもこういった多分野の協力、特に今お話がありましたとおり、特に障害者が絡む事案が多いので、そこについての対応をとということもあって、この合同勉強会のほう、強化していきたいというふうな経過があるというふうに私も認識しております。

そのほか、この関係にございましたご意見、ご質問のほうはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

◎議題1 令和6年度 松戸市虐待防止条例に係る取組（案）

議長 であれば、また、続きまして、次の事項、議題1「令和6年度松戸市虐待防止条例に係る取組（案）」につきまして、事務局よりご報告よろしくお願いたします。

事務局 お手元に資料7「令和6年度松戸市虐待防止条例に係る取組（案）」と記載されたものをご用意ください。

こちらにつきましてご説明させていただきます。

本資料につきましては、予防的取組、多機関連携、虐待防止条例や通報窓口の認知度の3つに分けて作成をしております。

まず、2ページですが、予防的取組のうち、広報啓発活動といたしまして、昨年度に引き続き、啓発物品を作成し、各種講演会等で配布しております。なお、今年度は既に反射キーホルダーを3色作成しており、配布を開始しております。こちらのキーホルダーの台紙には、虐待の相談先の記載や市ホームページの虐待防止条例に関するページを簡単に閲覧できるようQRコードを記載いたしました。このほかにも、多くの方に手に取っていただけるような啓発物品を作成いたします。

なお、今年度は各課が行うイベントや講演会にて、随時、条例の周知を行っていく予定となっております。

次に、3ページになります。

1つ目は、新たなデザインのチラシを作成し、今後、公共施設を中心に配架を行う予定となっております。2つ目は、パートナー講座の実施につきまして、案内のチラシを作成いたしました。年々パートナー講座の依頼件数が減少していることから、今後、各所で周知を行う予定です。

次のスライド4ページに移ります。

多機関連携といたしまして、1つ目は、毎年行っている虐待対応機関、合同勉強会の開催について記載しております。連携を行う上で、他課の動きを知ることが重要であることから、今年度は各虐待における通報受理から終結までの流れをお話しするとともに、事例検討を行う予定です。

また、スライド5ページの②、市職員向け研修ですが、今年度も新規採用職員97名を対象とし、新規採用職員中期研修として5月に実施しております。

6ページに移ります。

③の連携強化に向けて重層的支援会議の活用検討ですが、今後、さらに複雑化、複合化した事例が増加することが予想されることから、連携強化も必要となってきます。その際の手法の一つといたしまして、重層的支援会議ないし、支援会議の活用を検討していく予定となっております。こちらの資料は国の重層的支援体制整備事業の支援フローに関する資料を抜

粹したものです。今まで、各分野で連携するに当たり、個人情報取扱いが障壁となることが多々ございました。このことから、重層的支援体制整備事業の中で位置づけられている支援会議の活用を検討しております。

もともとこちらの資料の中心に記載している重層的支援会議は、虐待事例に限らず、複雑化した事例に関して本人の同意を得た上で会議を行い、継続支援に向けてプランを作成していくものとなっております。

これに対しまして、スライド7ページに記載しております。社会福祉法第106条6で規定されている支援会議は、会議体の構成員に対して守秘義務が課せられているため、本人の同意なしで関係機関でケースの情報共有が可能であることから、今後、支援会議の仕組みで連携に向けた会議を開催することも有効的な方法であると考えております。

体制を整えることにより、早期かつ予防的な関わりも可能とすることから、情報共有をし、支援関係機関で適切に連携が図れるよう検討してまいります。

次に、8ページ、虐待防止条例や通報窓口の認知度に移ります。

松戸市虐待防止条例が制定されてから4年がたち、虐待対応機関の職員は日々の業務の中で、多分野連携を意識し、支援を行っております。

虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを目指して、市は関係機関や地域社会と連携を図りながら、虐待防止に関する施策を推進しておりますが、各分野において、相談通報窓口の認知度の差があることや、虐待を疑う場面に出会った際の対応方法について、さらなる周知が必要であることが分かりました。

まず、こちらに記載しております虐待防止条例や相談窓口の認知度につきまして、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、通称いきいき安心プラン策定のために令和5年度に市内の町会長、自治会長を対象としたアンケート調査報告書より抜粋したものといたします。

どちらにつきましても、知っていると答えた方の割合は43%程度であり、知らないと答えた方のほうが多い結果となりました。

次に、9ページに移ります。

こちらは、5年に1度の子ども総合計画策定に当たり、平成30年度に松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書より抜粋したものです。

虐待を疑うような場面に出会った方の中で、31.5%の方がどうしていいか分からなかったと回答しており、対応方法に迷い、相談機関への連絡に至っていないことが分かります。

次に、スライド10ページに移ります。

こちらは、いきいき安心プラン策定に向けたアンケート調査の結果を抜粋したものとなります。対象者は細かく分かれておりますが、全体で見ると、約47%の方が虐待を発見した場合、通報する義務があるということを知っておりますが、実際に、発見した際の通報先を知っている方を回答した方は約14%であり、通報先の認知度が低いことが分かります。

次の11ページは障害者計画、通称3つのあいプラン策定のためのアンケート調査結果となります。

通報窓口や通報義務について認知度が20%台ということが分かります。虐待防止の推進に必要な取組としては、虐待の通報先をもっと広報するという回答が58.5%と最多となっております。それに次いで、市が虐待をなくしていくという姿勢や取組を明確に示す。他の虐待防止のための取組と一体となって取組を行うという項目も40%以上を占めており、虐待防止条例の周知や取組の強化が必要であることが分かります。

12ページに移ります。

今までご報告した経過から、相談通報窓口のさらなる周知が必要であることが分かりました。各分野での相談通報窓口の周知はもちろん、近年は家族内での課題が複雑化しており、多分野での連携が必須となることから、条例の周知とともに、それぞれの分野で相談窓口があることなど、周知に努めてまいります。

また、市民は相談や通報することにより、その後、行政がどのように対応するかなど、一連の流れが分からないことから、不安につながることもあるかと思っておりますので、相談が支援につながっていくことや虐待かどうか分からないから通報しないのではなく、分からないからこそ通報してもらえるように、情報の発信方法を検討してまいりたいと思っております。

資料7の説明は以上となります。

議長 ご説明ありがとうございました。

先ほど、〇〇委員から支援会議の有無についてご意見、ご質問のほうをいただきましたけれども、それに加えて、この部分につきまして、ご質問、ご意見のほうはございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

委員

先ほど、いわゆる虐待に関しての話で、非常に家族の中でいろいろとごちゃ混ぜに、現場の中でというお話が警察の方からありましたけれども、そういったいわゆる世代間の中での空間的な部分での、非常に複雑に混合しているような状況というのはあると思うのですけれ

ども、同時に、この世代間を通していくというか、時間的ないわゆる流れというか、例えば具体的に言えば、小学校とかの、いわゆる不登校というのが、そのままずっと続いていく中で、世代間の中で、ずっと流れていくと8050問題に行き着くみたな、つまりひきこもりになってしまうということがあったり、あるいは体罰の場合は、これは非常に印象的ですけども、今、虐待が多いのは、圧倒的に子どもに対しての虐待が多いですよ。1,400件ですか。それがなぜじゃ障害者や高齢者に比べて絶対的にすごく多いかという、一つの背景はね、やっぱり教育的な観点というものがあって、体罰という形で親が子どもに対して手を出すというところが非常に僕は大きいんじゃないかと思うんですね。例えば、障害者やあるいは高齢者に対して教育的な観点というのは、あんまりないですよ。ところが、子どもに対しては、これは体罰ということで、結構、正義というかな、変な話ですけども、ちゃんとした理屈があって私はやっているのよといったところがあって、それが、逆に言うと、多くなってしまっている可能性がある。

だとすると、この体罰というのは非常に今回重要な問題ではないかと思うんですね。ちょっとその話を戻すと、体罰を受けていた人は、厳しい体罰を受けた、それは心に傷があって、大人になってから実は子どもに対して体罰をする、被害者が加害者になるということはよくあるんですね。

だから、こういうふうな時間を通していく、こういった流れの中で見ていくということが、すごく僕は重要ではないかと思います。

私自身が、今、実は持っている患者さんで、小学校のときに不登校になりました。その後、ずっと不登校だったんですけども、中学校もやはり不登校だったんですね。だけれども、そこにいろんな方たちが加わったことによって、彼女自身が夢を持って、今、また高校になったんですけども、通信学校というか、通信教育を受けて、自分の夢に立ち向かおうとしている子がいるんですけども、その子の場合、私自身、非常に思ったことは、やはり義務教育の中での情報共有というのはできているんですよ。非常にできています。学校の先生たちとか、あるいは我々とかも含めてできているんですが、ところがその子が高校に上がった段階で消えてしまうんですね、情報が。

その後、誰が見ていくかという、誰が見ていくわけでもないんですよ。公的な部分で通信学校の高校の先生たちが見るわけではなくて、彼女のそれまでの流れというのは捉え切れていないですからね。だから、今、言ったような世代間の中でずっと流れていく中で、時々、システム上、非常に問題なんだけれども消えてしまうときがある。

そういう切れてしまうときに情報共有するのは非常に重要であって、私は、そういう意味では重層的な支援というのは、まさにそういったときにすごく役に立つのではないかというふうに思います。ちょっと少し感想になりましたけれども、そんなことを感じました。よろしくをお願いします。

議長 ○○委員、ありがとうございました。

今の点に関しまして、なかなか難しいと思いますけれども、事務局、あるいは学校の関係、すみません、急に振っちゃうとあれですけども、○○委員、何かご意見あったりしますでしょうか。

委員 今、お話ありましたように、義務教育の間は学校、あとはスクールソーシャルワーカーとか、様々な支援の手があるというところは、今、お話があったとおりにかなというふうに思います。その中で、今、お話いただいたことの大きな課題であるというふうに思っているところですけども、ですから、その不登校の問題なのか、虐待の問題なのかというところで、ごちゃ混ぜになっちゃうとまた難しい部分はあるのかなというふうに思うんですけども、やはりそこら辺を18歳まで通して支援をしていくというプラットフォームが必要になってくるのかなというふうには感じております。

ただ、現在もぷつぷり切れちゃうだけでなく、市内の関係のところにつないだりして、18、二十まで、見ていけるようなつなぎ方をしている事例もございます。ただ、それが全ての子がそういうふうに支援がうまくつながっているというわけではないので、やはり課題かなというふうに感じております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

この会議でもいろいろ出ているとおりに、世帯として見ていくという、あと虐待になってからではなくて、なるまでのところをどうしていくかというところが非常に大事な視点で、それを長く見ていくためにどうしていったらいいのか、どういう取組が効果的かということが継続的な課題なのかなというふうに感じております。

このほか、この関係も含めましたけれども、ご意見、ご質問のほういかがでしょうか。

委員

先ほど、通報義務のお話が出ましたけれども、追加資料で頂いた、例えば、児童虐待のところですけども、法務局ですとか、人権擁護委員会の通報がないということが出ております。実際、法務局、人権擁護委員では人権相談ということで、虐待事案、相談があれば話を

聞くというところなんですけれども、人権相談の中で、法務省のほうの規定では、関係機関への紹介という区分もありまして、通報に至らないまでも、事案によっては関係機関、専門の機関を紹介するということなのでつないでいる実情もあると思います。

そこで、この実際の通報、法務局としても、明らかな虐待事案を把握した場合は、直ちに通報ということで認識をしておりますけれども、本人がそういう虐待ではないかという思いですとか、そういうところで相談したいというときは、やはり専門機関を紹介という形によるのか、そこら辺を、レベル感というものを伺いたいと思います。お願いします。

議長 ご質問ありがとうございました。

今の点、事務局いかがでしょうか。

事務局 ご質問いただきありがとうございます。

追加資料1のとおり、現状としては、法務局からの通告というのがございませんが、これはあくまでも直接通告いただいたものの数字となっております。

ご相談が市民の方から来て、明らかなというか、疑わしいというような状況であっても、当センターにご連絡いただくことで、その疑いというものを持って、我々もその家庭であったり、お子様の聞き取りというのを対応したいと思っております。基本的には、その訴えで身体的虐待のものであれば、保護者の方からたたかれていることであったり、心理的なものであったら、例えば、夫婦げんかを日頃から面前で見ているというようなお話があったら教えていただければと思っております。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

法務局ともレベル感を共有して、そういう事案がありましたら、連携をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

委員 先ほどの警察の〇〇さんからのいろいろなものがごちゃ混ぜになっているという話や、今の法務局からも通報とまでは言わないけれどもという事例は実際はあるということですね。

そして、資料7の最後に事務局がまとめてくださったとおりにかと思うんですけれども、虐待かどうか分からないから通報しないのではなくて、分からないからこそ通報してもらえようにする。まさにそのとおりだと思います。

そのために一体どうすればいいのかというのが、まだクリアではありませんけれども、やっぱり虐待という言葉はかなり犯罪というようなレベルのことを一般市民としては想像、印象づけるような気がしますし、通報という言葉もすごく強い感じの言葉に感じられますけれども、そうではなくて、心配だとか、相談したいというような例えば表現、言葉だったら、大分、その心理ハードルは下がるのかもしれないなという気もいたします。

それから、前回の昨年この会議でも申し上げさせていただいて、〇〇さんがおっしゃったこととほぼ同じなんですけれども、虐待か、虐待じゃないかという二分されるようなふうな事例がクリアに分けられるわけもなく、すごくグラデーションがあるというか、そういうものが現場だと思えますので、思いやっているんですけども、つい何もかもやってしまうというようなレベルの話もあるかもしれませんし、しつけのつもりでやっていることがそれは度が過ぎる、今の世の中でいうと度が過ぎていて客観的には見られるという例もあるでしょうし、養護もしているけれども、圧迫もしているとかいう気持ちがあるという場合もあるでしょうし、本当に様々だと思えますので、とにかくゼロ、100ではなくて、グラデーションがあるものだというのが現実世界であるわけですので、何かしら、そもそもこの条例の名称も虐待防止となっているから、虐待というのは一番表に見える感じがするんですけども、市民の方にとっていくと、どういう言い方をしたら、とにかく早めに、分からないから連絡してくれていいんだよということが伝わるといういいなと思えますので、ここで答えを出してほしいという意味ではないんですけども、そんな方向で施策の検討を進めていただければと思います。

議長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

委員 今のお話とちょっと関係するんですけども、先ほど私、体罰の話をしましたけれども、これは2020年にたしか、4月かな、5月頃に日本も一応59番目の国として世界の中で一応、体罰というのは法律的に禁止しようということで始まったんですけどもね、実は世界の中で非常に遅れていたわけです。

もう40年も50年も前に、やっていた例えば、幾つかの国がありますけれども、その国は、初めのうちはやっぱり体罰、しつけ、そういうのはもう必要だと、そういったものが必要だと思われる方が7割、8割いた。今、日本も実は6割、5割ぐらいは、やっぱりしつけだからしょうがないよねというふうな認識という方が多いようです。まだ、アンケートを取ると

ね。

だけれども、40年後になって、その国が今どうなっているかという、全く10%いないんですよ、そういうふうにして、体罰というのは必要だと、しつけは必要だというふうに、そのときに強く力を持って、しつけということについて肯定的に考えている人というのはあまりいなくなってしまうことがあります。

だから、そのことを考えると、やっぱり地道な取組が必要であって、そういった体罰一つ取っても、やはり十分に市民に対して徐々に徐々に浸透させていく、小橋先生なんかそのために一生懸命に頑張っているけれども、コア会議をもっともっと広げてね、市民のレベルにまでもっとこの部分を広げていくことが、僕は非常になかなか時間がかかることですが、やはり必要ではないかと思えます。

北欧含めて、そういった国々の中では、私が聞く限りでは、非常にやはりもちろん体罰云々ということは、虐待云々ということは確かにあるんですけども、やはり日本に比べてそれほど大きく取り上げられてはいないということです。逆に言うと、非常に子どもたちが伸び伸びとしている。例えば、グretaさんみたいにもう政策に、いわゆる環境問題に関していろいろなことまで口を出す、口を出すという言い方はよくないですね。意見を言えるようなそういう社会、そういった社会になってくると、またちょっと違ってくるのかなというふうに思います。

そこまでいけるまでにまだ日本は、そういう意味では、日本の文化というのものもあるから、全て北欧がいいというわけではないんですけども、そういったことも含めて、やはり非常に時間がかかるのではないかなというふうに思います。

以上です。

議長 ご意見ありがとうございました。大事な、非常に周知していくに当たっても重要な視点かなと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

委員 本日、提供された追加資料の別紙について一つお尋ねしたいことがございます。

高齢者虐待の受理状況という、①の表において、病院関係者からの通報に関しては全体の割合としては少ないながらも、やや増加傾向なのかなというような傾向があります。

それに対しまして、児童虐待については病院というものが、どうも令和2年をピークにして下がっているような傾向にあるように思うんですけども、これはそういった傾向があるものなんでしょうか、あるいはそういった背景となるような現象があるのでしょうか、もし

分かることがありましたら教えていただきたいと思います。質問させていただきました。

議長 事務局、よろしいでしょうか。

事務局 ありがとうございます。児童虐待通告元の中で、病院の件数が確かに数字上は減っているところはございますが、多機関との連携の中で、病院とのやり取り、特に医療センター等のやり取りは密に行っておりまして、周産期、妊婦の方の通告となると、やはり非常に重篤であったり、リスクが高いケースがございます。そういった場合は、我々、こども家庭センターではなく、直接、児童相談所のほうへ行くケースもございます。そういったところから、一見、数字上件数は減っているところはありますが、連携としては行っているところがございます。

以上でございます。

委員 追加での発言をお許してください。

病院からの通報が少なくなっているということは、もしかしたら病院のほうで適切に多職種連携のほうをしていて、それでたまたま通報するのが病院ではなく、ほかの機関からの通報があるというようなことも可能性としてはあるのかなと思ったのですけれども、このあたりの可能性はあるでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、病院内でのケースカンファレンスの結果、別のところに通告するというのもございますので、おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

委員 どうもありがとうございました。

保健所としては、そのあたりのことに関して、各病院の取組についてもしっかりと見ていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

委員 そのことに関してですけれども、自分自身の経験から言って、やっぱり例えば予防接種をほとんど行われていないような子どもさん、それから見たときに、確かに何かちょっと虐待が疑われるような患者さん、そういう場合に、僕のほうから連絡することもあります。ただ、その場合は、多くの場合はもう既に保健師さんのほうで把握していた例があったりすることも、往々にして多いのですね。

ですから、どこが1番目というのは分からないのですけれども、お互いにこういう情報をやり取りしていることだけは間違いありませんし、その最初のキャッチの部分は、ひょっとすると我々よりももっと最初の段階で、例えば、保健師さんとかが見ているのかもしれないし、また、家族のほうからの連絡があるのかもしれない。

以上です。

議長 ありがとうございます。

質的にどんどん変化しているなということもありますし、それから、体制とかが柔軟になっていくということは、とてもよいことだと思いますので、先生ご指摘のように保健師さんたち、特に市の保健師さん頑張っていらっしゃると思いますけれども、その人たちの活躍をぜひ応援していきたいと思います。ありがとうございます。

皆様、ありがとうございました。

〇〇委員、よろしくお祈いします。

委員 ありがとうございます。

第2回を見据えて、まず資料の在り方について、ちょっと提案させていただければと思います。

まず、3点あるんですけども、1点目が、資料2、3、4で児童と高齢、障害というものがありますけれども、この3つを見ますと、報告の仕方であるとか、項立てがばらばらになっていると思います。もちろん全てを統一するという話でもないとは思いますが、例えば、研修という項目はどの分野であれやっているとしますので、そういったものだけでも、統一、報告形式を統一していただけると比較もできますし、読み手としても読みやすいかなというふうに思います。

もう1点目が、今回、質問の5と6ということで、マイサポートスペースとまつドリ b a b y ヘルパーの件を質問させていただきました。よく分かりました。これを質問させていただいた意図は、今も保健所や〇〇委員から話がありましたけれども、虐待か否かという、そういったゼロ、100ではなくて、その間に支援を必要とする人がいるんだと、そんな話があったと思います。そんな方にどんな支援が必要なのかという意味においては、虐待に関する報告だけではなくて、支援に対する報告だとか、情報共有、提供みたいなものも資料にあるといいのかな、そんなふうなものも踏まえながら議論ができたほうがいいのではないかなというふうに思います。

最後、3点目なんですけれども、今回、質問の7、8、9、10で質問をさせていただきましたことなんですけれども、事例検討を行ったりだとか、研修を行った、情報共有を行ったということが書いてあります。いろんな取組をさせていただいていると思います。そういった中で、例えばですけれども、事例検討を行ったらば、象徴的な事例を例示していただいたりだとか、そこから複数の事例を見て、得られたような地域課題であったり、早期覚知のポイ

ントであったり、支援のノウハウであったり、そんなものをこの会議体に報告をしていただくと、この3分野を連動させたりだとか、それぞれの支援機関の向上になったり、もしくは説明の省略化というか、時間の節約にもなるかなと思いましたが、ぜひこの3点を次回、第2回を見据えながらご検討いただければと思います。

以上です。

議長 ご意見ありがとうございました。

資料に関しましては、この会議だけではなく、恐らく各ネットワークの会議で出す資料に向けにも、そこから少しずつ調整していくという形になろうかなと思いますので、できる範囲で対応していきたいと思います。いろいろありがとうございます。

そのほかご意見。〇〇委員、よろしくお願いします。

委員 ありがとうございます。

今日の会議の全体に通じまして、おおむね大きく2点コメントさせていただきたいと思います。

まず、1点目が資料7で最後ご提起いただいておりますこの支援会議を今後進めていくということ、大変感謝しております。非常に大事な会議ということになるのではないかと思いますので、期待しております。

今までもコア会議というんでしょうか、虐待を受理して、事実認定をしてという役割、もしくは終結ということを判断するという役割は、もちろん法に基づいてなされているかとは思いますが、実際の現場は、今日も繰り返し話されているように、とにかくその日、虐待者も養護者の方も何らか支援が必要な方に違いないという、困難な状況にあるんだと思いますので、その方を適切に支援するためには、関係機関が多分野にまたがっていても、適切に会議が開かれて、その方の支援について検討が進められるということが物事の肝になるかと思えます。

その中で、特に議論していただきたいなと思えますのが、事例の緊急性ですとか、難しさとか、深刻さとか、そういうことを見極めていただくというような機能、それから、それによって、どのぐらいのスピード感で今後の支援を進めていくのかというのは、おのずと定まるかとは思えます。

次に、その事例について、そこで取りあえず支援方針を決めていただくということにはなるかと思えますけれども、その次に、次の適切なモニタリング時期というのがいつなのかという、そのスパンといいますか、そんなことを決めていただくというような機能を期待した

いなというふうに思います。

例えば、我々医療でいいますと、ある患者さんを初診で診察をして、2回目の診察の日にちを例えば1か月後ということで予約をするなんてことをしたり、3か月後ということで予約をした。いずれの場合でも30日分必要な処方をするとか、90日分処方をするとかって、医師が次に診る期間はこのぐらいで大丈夫だと判断して決めるわけなんですけれども、これに相当するような意味かなと思いますので、事例が、その後どうなったか分からない、うやむやになってしまうなんてことがないように、その2点をぜひこの会議で機能していただけるとありがたいなというふうに思いますので、非常に大事な機能になってくるかと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

それから、2点目が、やはり今年度の方針で最後の資料で多機関連携として、虐待対応機関勉強会、市職員向け勉強会ということが示されていたかと思います。それから、昨年度に関しては市民向けの研修、講演会というのはなされたということがあります。研修が大事だという話は昨年度のこの会議でも〇〇委員からもお話があったと思います。私からも言わせていただきました。

つまり、研修といっても幾つかあると思うんですけれども、市民の方にこのようなことをちゃんと知って認識していただく、今日も繰り返しできてきたお話、それから虐待に対応する専門機関の方々のレベルアップという意味での研修、そして、例えば、我々医療もそうかもしれないし、いろいろな仕事をしていて、これは虐待かもしれないとか、心配だと、キャッチするアンテナに相当する方々にも経験、研修が必要かなと思います。

ですので、それぞれの人たちに対して研修をする機会があったらいいなと思うんですけれども、今のところ、そのうち昨年度、今年度で行われていること、行う予定のものというのが虐待対応機関と新入職員の市の職員さん向けということになっているようですので、ぜひ医療や介護や福祉の現業に就いている方々も対象にして研修をしていただければいいなと思います。

それから、同じく資料2、3、4で各分野でも研修会を従事者向けにやっていらっしゃるというのは、全部ご報告をいただいたところで、ありがたいことなんですけれども、これもこの松戸市は先駆的に3虐待を条例としてこの会議も開かれているわけなんですけれども、実際に2、3、4の資料で行われている研修会は各分野ごとに、今、行われているという状況です。

ただ、これ頭を整理しますと、例えば、障害分野がなされる従事者向け研修会においても、

3分野のことを何となく触れてほしいなという気もしますし、児童や高齢の分野の人も参加できるという枠組みにしたら、ある意味、年に3回市内でそんな研修会が行われているということにもできるような気もして、もちろん目的、狙いがぼけてしまうみたいなデメリットもある、起こり得るかもしれないので、よく狙いを定めて研修会を打っていただければと思うんですけども、もちろん、この条例の下に3虐待全体を包含するようなそのような研修会を別途立てていただくというのも排除しませんし、せっかく各チャンネルでも現にやっぺいらっしやる研修会を3分野対象にするとか、内容を3分野触れるものにする、つまり世帯全体を支援するんだという意味に常に繰り返し暴露していただくということが大事ではないというふうに思いました。

以上、2点申し上げました。

議長 貴重なご意見ありがとうございました。

午前中別の会議でもそういった多分野のところでの取組、また、ほかのところの周知というか、見極めていくための取組というのは重要ではないかというご意見いただいたところですので、非常に大事なことかなと思います。

今、いただいた意見につきまして、事務局、何かこれからというところはありますけれども、ご回答というか、ご意見、ご回答できる場所ありますでしょうか。

事務局 地域包括ケア推進課よりお答えいたします。

いろいろご指摘いただいた中で、研修の在り方につきましては、今年度より各課申合せの上、各分野で行う研修において必ず3虐待の条例についても触れるというような取扱いにしているところでございます。

いただいたご意見を踏まえて、ますます皆様に条例について知っていただけるよう市内の虐待の取組がますます推進していけるように取組を続けていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

予定した時間になっているんですけども、本日、オンラインで参加いただいております〇〇委員、いろんな分野につきまして日頃からアドバイザーとして、法的観点からご助言いただいておりますけれども、何か本日の会議等踏まえまして、ご意見等々ございましたらお願いできますでしょうか。

委員 ご指名受けてお答えいたします。

これは、初めて言う話ではないので、またそれかと思われるかもしれませんが、それを承

知の上で申し上げると、虐待の対応、我々法律家、あるいは福祉専門家なりがするときに、何が一番大事かという、やっぱり通報してもらえることなんですよ。通報がないと、我々弁護士は当然動けません。市役所関係の皆さん、包括、あるいは基幹センター、その他いろんなところも、虐待があると分かって初めて動くという、これはもう恐らく松戸市に限らず、日本全国どこに行っても同じだと思うんです。結局、この虐待の対応をするに当たり、何が一番重要かという、1にも2にも、何かあったらすぐ通報してください。これをどれだけ多くの人を知っているというか、いざ通報となったときに、どれだけ楽に通報できるかなんですよ。その観点からすると、やはり一番力を入れるべきは、いろんなところへの周知徹底、かつ虐待を受け付ける時に、どれだけ通報する側にとって負担なくやれるかと思えます。

この取組を幾らやってもやり過ぎることはないんですかねと思います。やっぱり聞いていても、虐待の通報についてというのがハードルが高いんだなというのは感じるころがあります。ぜひ、関係者の皆さんに市役所で何か広報するというのは、もちろんそういうことなんですけれども、参加なさっている皆さん、日々、いろんなところで通報するのが大事なんだというのを、専門家だけではなく、それこそ市民の皆様にも、ぜひ伝えていただきたいというのが、現場で対応してきて、一法律家としての素朴な感想です。

何度もした話かもしれませんが、これが一番、私がいつも思うところなので、ぜひこの話を広めていただければと思います。終わります。

議長 ○○委員、ありがとうございました。

通報ということ、そもそもどこにするかということを知っていただくということは、併せてそもそもそういうことを行うハードルを下げていく、今日いろいろご意見いただいたかと思えますので、これからの取組につなげていければと思います。

そのほかは、大丈夫。よろしくをお願いします。

委員 今、通報の話が出たので、警察からお話しさせていただきます。

殊に身体的虐待ということであれば、例えば、先ほどもあった体罰なんかもそうですけれども、身体的虐待については、当然刑法における暴行罪、ないしけがすれば傷害罪の該当するものなので、110番にかかってくる。とはいえ、身体的虐待であれば、皆さん110の認知度って、申し訳ないですけども、この松戸市の3本のラインより、はるかに認知度が高いので、そういったことで警察に連絡が来るということは非常に多いのかなと、当然、それによって、警察からこの虐待の認知件数というのは当然上がってきているよというところだと

思います。

ただ、ただ先ほどもおっしゃったとおり、警察に通報されると、それってそのライトな対応ではなくなってしまうということになっちゃうわけですね。当然、事件になる案件でもあるわけなので、書類作成、つまり被害届を作成する負担や、相手については、逮捕されちゃうのかということもあったりして、当然、そんなに簡単に事が済むような案件ではなくなってしまうことが警察への通報って大半だと思います。

なので、そこを一つのハードルと捉えてしまう方も当然いると思うので、そうではない、そこまでではないけれども、相談していく中で日々の生活がよくなるよというようなチャンネルとして、この3本のラインが生きてくればいいのではないかと思います。

以上です。

議長 分かりやすい説明ありがとうございました。

いろいろそこは、今後の取組の観点としてやっていければなと思います。ありがとうございました。

そのほかよろしいですか。よろしく申し上げます。

委員

ちょっと思ったんですが、先ほど、認知、通報に関して、警察のほうでやっぱり現場で思うのは、同じ人が繰り返し繰り返し通報する。1か月ごとにだとか、例えば、2か月、3か月たってから、また通報、また同じように認知するということがありまして、しかもそれは大体夜中が多いんですね。そうしますと、また1から始まってしまうんですね。認知があるたびにまた1からというふうになってしまうので、ぜひ、もし可能であれば、たとえ夜中であっても、次、通報があったときはこういうふうな方針でいきたいと思います。何かこう私らに情報共有がされれば、また、私らも動きやすいというか、やりやすいとすることがあるんですね。

それと、ちょっと私もやっていて、再発防止だとかにも大きく動けるので、ぜひそういった情報共有もこれからもやっていきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

委員 今の警察の〇〇さんのご発言、大変心強く感じました。自分が知っていることとして、ちょっと未来の議論のためにコメントしてみたいと思います。

例えば、救急隊の例でいえば、#7119という相談電話番号というのがありますよね。そんなのも一手かもしれません。もちろん119番もいいですよと言ってくれるとは思いますが、それから別の話としまして、実際に警察にご尽力いただいている徘徊高齢者の保護

を市町村に通報してくださるという仕組みは非常にありがたいことでもあります。

それから、今年度から始まった松戸市の取組としまして、消防局の頻回救急搬送要請があった方を通報していただく、市に連絡をしていただくという仕組みも始まっているところです。それは明らかに問題があるということ、もしくは、救急隊員が心配だと思ったらご相談していただきたいということで、いわゆる119番対応以外の複雑な背景に対する対応が必要ではないかということを市が受け止めて、その方に関わっている専門家職の方と一緒に今後の支援を検討していくというのが発動するというスタートラインの話です。

ですので、今の確かに警察に通報される例もあるかもしれませんが、いろんなパターンがあるかもしれませんが、分野は違う仕事をしているわけなんですけれども、実際はそうやってつながっているの、時々連絡会のようなことがあって、そんなことが目合わせできると、お互いの仕事がスムーズに進むのかもしれないと伺っていて期待を持ちましたので、慌てませんので、未来に向けてご相談ができればと思います。

議長 ありがとうございます。

今の点、いろいろと今後の検討、多分、今すぐ回答は難しいところかなと思いますので、両委員からいただいたご意見として、中でまた引き続き今後の改善に向けて取り組んでいければと思います。

そのほかはよろしいでしょうか。

あと、すみません、事務局から大丈夫ですかね、別紙のほうで事前にいただいた質問については追加で回答といいますか、回答させていただいていますけれども、口頭で補足等必要などところございますか。

特段、大丈夫ですかね。分かりました。ありがとうございます。

◎その他

であれば、最後のところでございますけれども、本日の最後、次第の5、その他につきまして、委員の皆様から松戸市虐待防止条例に関する情報で共有したい内容、報告等はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

ありがとうございます。であれば、本日の次第に沿った議事は以上で終了とさせていただきます。

事務局に司会のほうお返しいたします。

◎閉 会

事務局 ありがとうございました。

本日は、ご多忙の折ご出席いただき、誠にありがとうございました。

次回の開催でございますが、令和7年2月5日の水曜日、14時から開催を予定しております。詳細につきましては、追って、委員の皆様にご連絡させていただきます。

以上をもちまして、令和6年度第1回度松戸市虐待防止連携推進会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中ご出席くださり、誠にありがとうございました。